

クラフト体験室の利用基準

1 クラフト体験室の利用等について

クラフト体験室の利用と材料の提供は、森林・林業、関連産業等の普及と森林環境教育等を目的として実施するもので、一般市民及び教育機関等を対象に、以下の利用基準に基づいて利用及び団体予約の受付を行います。

なお、混雑時の一般利用については、小学生以下の子ども及び付添いの大人を優先とし、中学生以上の利用を制限する場合があります。

また、団体予約の受付は、教育機関等のみとします。

2 一般利用者の利用時間、受付時間、利用人数

区 分	午 前 の 部	午 後 の 部	備 考
利用時間	9:30～12:00	13:00～15:30	毎週日曜、水曜 は定休日
受付時間	11:15まで	15:00まで	
利用人数	最大3組又は10名程度		

製作できる数と種類は、原則一人1個とします。

製作できる種類は、材料の在庫の有無等により変わることがあります。

3 団体予約の受付(教育機関等のみ)

地方自治体等は地域振興などの観点から、センターが対応可能な範囲において受け付けます。

(1) 幼稚園・保育所・特別支援学校(学級)等

「木育」の推進を図る観点から、センターが対応可能な範囲において受け付けます。

(2) その他の教育機関

上記以外の小中高校等の教育機関に対する森林環境教育は、原則森林教室(森林観察・森林学習など)により対応することとしますが、センター所長が認める場合は施設の定員の24名程度を上限としてクラフト体験を受け付けます。

「利用の申し込み」に当たっては、事前に日程、実施内容、人数等について電話でご相談ください。その上で利用予定日の1箇月前までに、様式1「クラフト体験依頼申請書」によりお申し込みください。

4 利用を認めないもの

- (1) 営利、宣伝行為、政治、宗教活動を目的とする団体、集団又は個人
- (2) 私企業の業務を目的とした行為に利用する団体、集団又は個人
- (3) 常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織と認められる団体、集団又は個人
- (4) 依頼申請書等必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人等として

使用する者

- (5)依頼内容に係る参加者への社会的責任及び賠償責任を負えないおそれのある団体、集団又は個人と判断されるもの
- (6)森林・林業等の普及宣伝に寄与するとは認められないもの
- (7)センターの管理運営上支障があると判断したもの

5 利用の取消し

次のいずれかに該当する場合は、利用を取り消します。

- (1)センターの管理運営上の都合による場合
- (2)前項4に該当していることが判明した場合
- (3)センター解説員の指導に従わない場合又は他者の迷惑となる行為や発言を行った場合
- (4)その他安全確保のためや緊急避難的事項が発生した場合
- (5)教育機関等の利用を優先する場合

6 利用(体験)に当たっての留意事項等

- (1)解説員の指示・指導事項の遵守

解説員は、利用される皆様が安心・安全に利用できるよう指示・指導を行いますので、その指示等を必ず遵守ください。

- (2)工作機械の使用制限

電動ノコギリ等の工作機械の使用は、いかなる場合も禁止します。

- (3)事故等の扱い

施設内で発生した事故及び盗難等については、いかなる場合もセンターは一切の補償をしません。

- (4)臨時休館等

クラフト体験室等は、センターの管理運営上の都合により、事前予告なく臨時休館等を行うことがあります。

以 上